

平成29年7月13日（木）

（お知らせ）

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、福島県記者クラブ同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、株式会社晃建設他2者に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：種瀬、補佐：児島

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名 | 住所 |
|------------|--------------------|
| 株式会社晃建設 | 福島県福島市腰浜町31番16号 |
| 株式会社古俣工務店 | 福島県福島市烏谷野字扇田1番地の1 |
| ノオコー建設株式会社 | 福島県福島市小倉寺字中ノ内20番の6 |

2 指名停止措置期間：平成29年7月13日～平成29年9月12日（2ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

晃・古俣・ノオコー特定業務委託共同企業体は、平成26年度に福島市が発注した松川地区放射線除染業務委託において、福島市に竹林間伐工の面積を過大に報告したことから、平成29年7月6日委託料の一部返還請求を受けた。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表2第15号に該当する。

従って、本件については、2ヶ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表2第15号

| 措置要件 | 期間 |
|---|--------------------------|
| （不正又は不誠実な行為） 15. 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適正であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内 |